

英国の職場積立ISA(コーポレートISA、 ワークプレイスISA、略してWISA)の今

 商品企画部 松尾 健治
 窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

職場積立 NISA(職場 NISA、職域 NISA)の拡大

職場積立 NISA(職場 NISA、職域 NISA)を活用する企業が増えている。2015年10月19日(月)付日本経済新聞朝刊には「みずほ銀、職場 NISA170社導入、電通や日本電産など。」と言う見出しで次の様に報じていた。



「みずほ銀行が企業を通じた少額投資非課税制度(NISA)の普及に力を入れている。電通やヤマトホールディングス、日本電産など約170社に対し、職場単位で口座を開いたり、投資教育を受けたりする『職場積立 NISA』を導入した。投資の初心者にも分かりやすい投資信託の品ぞろえも拡充して、個人投資家の裾野を広げる。みずほは他行に先駆けて毎月の給与から一定額を天引きする職場積立 NISA を始めた。ただ、この方式を導入するには労働組合との協議が必要なためハードルが高い。今年6月に口座振替で積み立てるサービスを導入したところ、一気に広がった。」(URLは[参考ホームページ]参照)――。

2015年9月24日付日本経済新聞朝刊には「職場 NISA 広がる、180社が導入 現役世代の投資促す」という見出しで、以下の様に報じていた。同記事は同日朝放送のテレビ東京「モーニングサテライト」でも紹介されている。

「職場単位で少額投資非課税制度(NISA)の口座を開いたり投資教育を受けたりできる職場積立 NISA の活用が広がってきた。金融機関と手を組み、家庭用殺虫剤大手のフマキラーなど約180社が導入を決めた。…(略)…。職場積み立て型は通常の NISA と同様に、年100万円までの投資額であれば、投資信託の売却益などが5年間にわたって非課税になる。金融機関と組んで企業が導入すると原則、自動的に給与天引きされる。社員は商品や投資情報などが載った専用ホームページの利用も可能。投資教育セミナーといったサービスも受けられ、投資経験が浅くても投資しやすくなる。仕組み上は株式にも投資できるが、投信を主な運用対象とする金融機関が多い。…(略)…。職場積立 NISA の使い勝手を高めようと、金融機関も知恵を絞る。野村証券は毎月の最低積立額(現在は5000円)の引き下げを検討している。三菱UFJ信託は導入企業の専用ホームページで資産運用のシミュレーションを提供するなどサービス拡充を進めている。」(URLは[参考ホームページ]参照)――。



職場積立 NISA、NISA の「職域営業」は、少額投資非課税制度(NISA)が開始した2014年1月から法的(税制的)には可能で、上記記事に出ているフマキラーは2014年3月に契約している(2014年8月25日付日本版ISAの道 その68参照～URLは[参考ホームページ]参照)。その後、NISA 推進・連絡協議会が2014年12月12日に「職場積立 NISA ガイドライン」を発表、職場積立 NISA は拡大していく事となる(「職場積立 NISA ガイドライン」～URLは[参考ホームページ]参照、2015年2月23日付日本版ISAの道 その91～URLは[参考ホームページ]参照)。



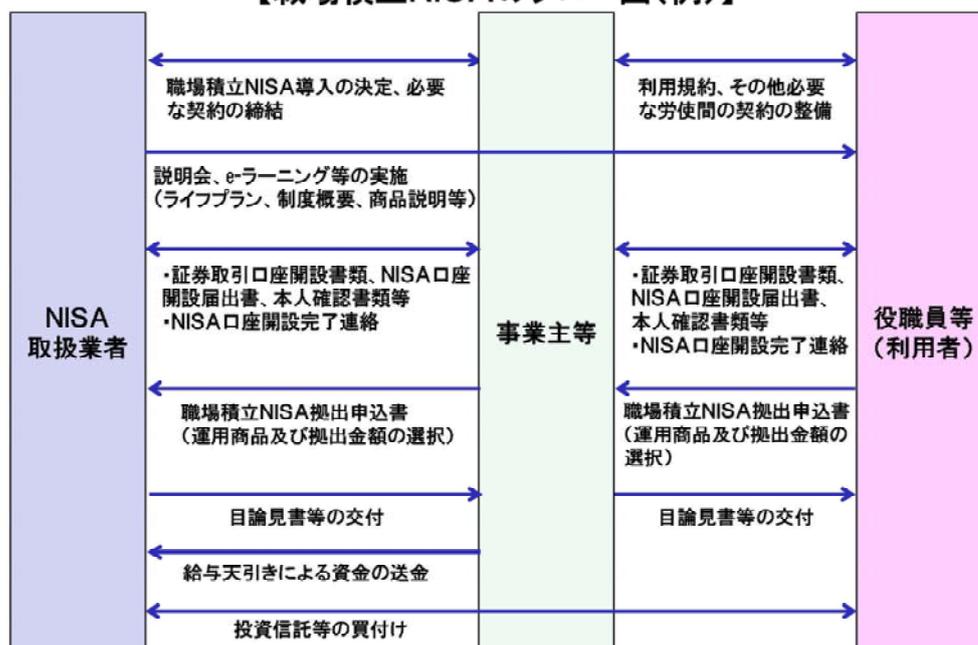
職場積立NISA 概要(下記は下線等を含めて当社商品企画部で要点を分かりやすくまとめたもの)

仕組み	給与及び賞与等からの天引きにより定時定額で、NISA口座を利用して株式や投資信託等に投資する。
目的	職場の福利厚生。
投資・抛	①定時定額の積み立て方式(ドルコスト平均法)が望まれる。 ②基本、給与及び賞与から天引き。ただし、証券口座・預貯金口座からの引き落としも可。 ③企業(事業主)等による奨励金の付与も可。
職場積立NISAを企業等に提供する金融機関の責務等	金融商品取引法、日本証券業協会の自主規制等の法令諸規則等を遵守する。
事務	①定時定額の積み立て方式等による抛出に係る手続き・取引を行う ②適切な商品選定を行う ③従業員へ、十分かつ適切な投資教育・投資アドバイスを行う (リスクの確認、法令諸規則や税制、市場環境急変等の際に適時適切な情報提供を含む) ④非課税枠の管理を行う体制 ⑤金商法上の契約締結前交付書面の交付義務や目論見書の交付義務等
職場積立NISAで提供される商品の選定	①商品性・リスク度合の異なる金融商品を3つ以上。 ②長期・分散投資型の金融商品を1つ以上(従業員のリスク許容度や資産形成目的に十分配慮)。 ③金融商品を選定する際に、事業主等や従業員の意向を参考にすることが望ましい。
従業員に対する金融・投資教育の提供	商品説明にとどまらず、NISAの概要を含む税制や資産形成の目的、分散投資・長期投資の効果等。投資申込前まで(必須)及び継続的に。
投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘	外務員登録を受けている者が行う。
その他	金融機関は、企業等へ職場積立NISAにおける取引に係る情報を提供。 職場積立NISAの導入・運用に対して、金融機関から企業等への利益供与を禁止。

(出所: 職場積立NISAに関するガイドライン(平成26年12月12日公表)より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)



【職場積立NISAのフロー図(例)】



(注1)書類の交付・受入は、事業主等を介さず、NISA取扱業者と役職員との間で直接行うことも考えられる。
(注2)給与及び賞与から天引きの方法による抛出のほか、役職員等の証券口座、預貯金口座からの引き落としの方法による抛出も考えられる。

(出所: NISA推進・連絡協議会「職場積立NISAのフロー図(例)」(平成27年4月9日公表))

職場積立 NISA のメリットと既存 DC や簡易型 DC(日本版 SIMPLE IRA)への補完効果

職場積立 NISA は、①企業にとっては拠出金負担が生じる確定拠出年金(DC)や事務負担が大きい財形貯蓄より福利厚生として手軽に導入しやすい事、②従業員にとっては職場でのセミナー等が便利である事、③金融機関にとっては個々の対応では手間とコストがかかる NISA がセミナー等によって効率的に出来る事などのメリットがある(2015年2月23日付日本版ISAの道 その91～後述 URL[参考ホームページ])。

職場積立 NISA はさらに、確定拠出年金(DC)を補完出来る。DCは米国では可能となっている金融機関による投資アドバイスが日本では依然としてまだ出来ない(加入者教育等サポートまでしか出来ない)。しかし NISA は DC と違い、外務員登録をしている担当者なら投資アドバイスを提供出来るからだ(2015年1月26日付日本版ISAの道 その88 参照～URLは[参考ホームページ]参照)。

「職場 DC」、企業型 DC は DC 改正法が成立すれば、同法公布後 2 年以内に「簡易型 DC 制度」が創設される(2015年1月26日付日本版ISAの道 その88 参照～URLは[参考ホームページ]参照)。中小企業(従業員100人以下)を対象に設立時書類を半分に、行政手続きを金融機関に委託可能とするもの。確定給付型年金(DB)において創設時より存在している「簡易な基準に基づくDB」(加入者数500人未満)の DC 版であり、米国の「SIMPLE IRA」に似たものである。「簡易型 DC 制度」、日本版 SIMPLE IRA によって、中小企業の DC 拡大が促され、中小企業でも職場積立 NISA の拡大する可能性も高まる。

尚、先の二つの記事に「天引き」とあったが、天引きはシステム開発費が2億円程度かかり(2015年3月12日付日本経済新聞～URLは[参考ホームページ]参照)、加えて、企業側の事務の煩雑さ等が課題とされている。その為、天引き以外、証券口座及び預貯金口座からの引き落としを利用する企業も増えている。

英国の職場積立 ISA(コーポレート ISA、ワークプレイス ISA、略して WISA)の今

NISA が範とする英国において職場積立 ISA は現在どの様になっているだろう。職場積立 ISA は英国では「コーポレート ISA/Corporate ISA」もしくは「ワークプレイス ISA/Workplace ISA(略して WISA)」と言う。登場したのは 2008 年、普及し始めたのは 2011 年頃からとされる。現在の普及率等の具体的な数値は公表されていないものの、2 年以上前に既に、「英国の企業 237 社/従業員 25 万 9000 人の約 1 割(11%)が、ワークプレイス ISA(WISA)を導入済み。」(英 The Platform 社の 2013 年 6 月号レポート～URLは後述[参考ホームページ])となっている。拡大している要因は「ワークプレイス ISA は年金も含め一箇所ですべて出来て便利」である事(2014 年 3 月 5 日付英 FT 紙～URLは後述[参考ホームページ])、「25 歳の若者が年金に関心を持つ事は難しいが、教育費などに使える ISA には関心を持ちやすい」などとされる(同)。

現実的に、ワークプレイス ISA(WISA)は、英 ISA ファンドで圧倒的シェアを持つファンド・プラットフォーム(下記※1 参照)が「ワークプレイス・セービング・プラットフォーム(Workplace Savings Platform)」もしくは「コーポレート・ラップ(Corporate wraps)」などと言う包括的サービスの下で確定拠出年金(DC)や SIPP と共に提供している(*SIPP… Self-invested Personal Pensions。自己投資型個人年金)。

※1: ファンド・プラットフォーム…ファンド・プラットフォーム(Fund Platforms)会社は投信スーパーマーケットとも言われるもので、主にネットを通じ ISA ファンドや SIPP(Self-invested Personal Pensions)など個人年金などを提供している証券会社。IFA がファンド・プラットフォーム会社のサービスを活用して投資家に投信等を提供する事も多い。

大手 5 社として、コファンズ/Cofunds、フィデリティ/Fidelity Platform、ハーグリーブス・ランズタウン/ Hargreaves Lansdown、オールド・ミューチュアル・ウェルス/Old Mutual Wealth～旧スカンジヤ/Skandia、トランザクト/Transact がいる(英国投資協会/IA による)。この 5 社だけでファンド・プラットフォーム会社の 4 分の 3 の取引規模になっている(「IMA Asset Management Survey2013-2014」)。

ワークプレイス ISA のメリットは、ファンド・プラットフォームでワークプレイス ISA 最大手の英フィデリティ(Fidelity)が 2015 年 10 月 7 日に次の様に言っている。「2015 年 6 月に 30～49 歳の 1000 人を対象としたアンケートを実施し、ISA を保有している 30～40 代の 4 割超(43%)が退職に向けた資産形成に ISA を利用している事がわかった。このうち 15%は ISA だけを活用する一方で、まったく年金に貯蓄していなかった。また 28%が職場(企業年金)または個人年金貯蓄(私的年金)と ISA の両方に投資していると回答した。ISA を利用していると回答したグループは、その理由について、ISA が非課税である(53%)、退職より前に資金を利用することができる等の柔軟性(42%)、シンプルでわかりやすい(35%)をあげた。」(URL は[参考ホームページ]参照)――。

また、英モーニングスターが 2014 年 3 月 14 日に、ワークプレイスISA(WISA)に係るQ&Aを掲載し、そのメリットへの理解を促す情報提供をしていた(URL は[参考ホームページ]参照)。下記は日本との比較をしたものである。

英国のワークプレイスISA(WISA)と日本の職場積立NISAのQ&A比較

*英モーニングスターのQ&Aの和訳及び日本の職場積立NISAの回答例は三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部によるもの。

2015年10月23日現在

質問	 英国のワークプレイスISA(WISA)の回答例 (英モーニングスターより)	 日本の職場積立NISAの回答例* (NISA推進・連絡協議会や一部金融機関などより)
なぜワークプレイスISA(WISA)を通じた貯蓄や投資をするのでしょうか？	ISAを通じた貯蓄や投資は多くの人がとる方法ですが、ワークプレイスISA(WISA)では、定期的に、給与から直接、口座へ支払われます。資金を拠出する際の利便性や安心感が得られると同時に、月々、給与から少額を拠出することが、健全な貯蓄習慣を身につける好ましい方法になり得るでしょう。積立投資により、収益が収益を踏む複利効果が働き、メリットを享受することとなりますからです。	日本の職場積立NISAは、役員等々の自助努力による計画的な資産形成を支援することを目的とします。
ワークプレイスISA(WISA)の税額控除は、ISAの場合と異なりますか？	ワークプレイスISA(WISA)の税額控除は通常のISAに投資(または貯蓄)する場合と同じです。株式型ISAへの投資で年間11520英ポンド、預金型ISAで年間5760英ポンドとなります。さらにISAと同様、ワークプレイスISA(WISA)で蓄えた資産はいつでも利用できる、柔軟な貯蓄法です。	日本の職場積立NISAを利用した場合の非課税投資額の上限は、通常のNISA口座と同じ年間100万円(2016年から120万円)。
同時にISAとワークプレイスISA(WISA)を利用することができますか？	ワークプレイスISA(WISA)と通常のISAのどちらかに投資することはできますが、両方に投資することはできません。ワークプレイスISA(WISA)で投資していて、まだ非課税投資上限額に余剰があった場合でも、通常のISAに投資することはできません。	日本の職場積立NISAでは、職場積立NISAにおいて積立投資を行いながら、同一のNISA口座で株式や投信等へスポット投資を行うことが出来る場合があります(合算投資額が年間100万円以内は非課税、超えた場合は課税～2016年から年間120万円)。ある金融機関でNISA口座を開設していて、別の金融機関で職場積立NISAを利用することは不可(NISA口座は1人1口座)。 *職場積立NISAの制度を利用した投資において非課税投資上限額に余剰が発生する場合には、当該余剰分について、通常のNISA口座における投資(金融商品取引業者に直接に資金を拠出して行う投資)も行うことができる(NISA推進・連絡協議会)。
転職や退職した場合はどうなりますか？ ワークプレイスISA(WISA)の貯蓄は失われますか？	ワークプレイスISA(WISA)に投資していたが、転職または退職することになった場合、引き続き貯蓄した資産を利用することが出来ます。ワークプレイスISA(WISA)は企業ではなく個人の名前で登録されているからです。ワークプレイスISA(WISA)は通常のISAとなり、継続して拠出することができます。給与からの自動拠出は停止され、直接、銀行口座から引き落とし(direct debit)となります。	日本の職場積立NISAでは、退職等の場合、職場積立NISAの継続は出来なくなります。
ワークプレイスISA(WISA)投資は、年金に影響がありますか？	ワークプレイスISA(WISA)に投資した場合も、併せて年金に投資することが可能です。年金は、退職時まで投資を続けませんが、ISAはいつでも利用できます。年金に拠出し損ねることがないよう確認してください。	日本の職場積立NISAでは、いつでも全額または一部売却可能(積立購入を中止する場合には別途、手続き要)。

(出所: 2014年3月14日付英モーニングスター『What is a Workplace ISA?』、NISA推進・連絡協議会などより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)
※上記はあくまでも一例で金融機関によっては対応の異なる場合もある。

そして最後に最新のワークプレイス ISA(WISA)動向である。2015年7月3日付英フィナンシャルタイムズ (Financial Times/FT)紙では、「ワークプレイス ISA(WISA)は英国の退職に向けた貯蓄を揺るがす(‘Workplace Isa’ to shake up UK retirement saving)」と言う見出しで、保守党に影響力を持つ政策研究シンクタンクの主任研究員で年金に詳しいマイケル・ジョンソン氏が「税控除は拠出時でなく年金の払出し時にされるべきだとし、新しいISAが英国の職域年金制度に替わるだろう」と言うレポートを公表している事を取り上げていた。

ジョンソン氏は2015年10月9日に出された最新の提案書「An ISA-Centric Savings World」で「従来の年金からISAへのシフトが若い人々に人気となるだろう」と言っている(URLは[参考ホームページ]参照)。私的年金への拠出額が減少、ISAへの拠出額が拡大する中、ワークプレイスISA(WISA)やジュニアISAなども含んだ「ライフタイムISA(Lifetime ISA)」導入なども提案している。この課税のタイミングについては、2015年7月8日に発表された2015年度夏季予算でオズボーン英国財務相が「拠出時と運用時の税控除で退職時に利益に課税される現行のEET(非課税/Exempt、非課税/Exempt、課税/Taxed)方式は適切なモデルでないかもしれない。年金はISAの様にTEE(課税/Taxed、非課税/Exempt、非課税/Exempt)方式で課税されうるかもしれない」と言っていた(URLは[参考ホームページ]参照)。

米英非課税制度の課税タイミング

課税の タイミング	米国の 401k	米国の ロス 401k	米国の IRA	米国の ロス IRA	英国の 年金	英国の ISA
拠出時	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)
運用時	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)
給付時	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	25%まで非課税、 残りは総合課税	非課税 (Exempt)

(出所: 各種資料より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

*上記は非課税上限などを考慮していないもの。ロスIRAなどについては2013年6月10日付日本版ISAの道その15「日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け～英国ISAと米国IRA(トラディショナルIRAとロスIRA)の融合～」を参照の事(URLは[参考ホームページ]参照)。

以上

[参考ホームページ]

2015年10月19日付日本経済新聞「みずほ銀、職場NISA170社導入 電通や日本電産など」…

「<http://www.nikkei.com/article/DGKKZO92957320Y5A011C1NN7000/>」

2015年9月24日付日本経済新聞「職場NISA広がる、180社が導入 現役世代の投資促す」…

「http://www.nikkei.com/article/DGXLASGD18H9N_T20C15A9MM8000/」

2014年8月25日付日本版ISAの道その68「天引きNISA(職域NISA、ワークプレイスNISA)のガイドラインが10月から適用! 確定拠出年金(DC)等と共に給与で積立投資!! 英国ワークプレイスISA(WISA)の今。」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140825.pdf>」

- NISA 推進・連絡協議会「職場積立 NISA ガイドライン」及び「『職場積立 NISA』利用規約 雛形」…
「 http://www.jsda.or.jp/sonaeru/oshirase/shokubatsumitate_nisa.html 」、
2015 年 2 月 23 日付日本版 ISA の道 その 91「職場積立 NISA の道
～確定拠出年金(DC)や日本版 ESOP(イソップ)と共に拡大が期待される～」…「 <https://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150223.pdf> 」、
2015 年 1 月 26 日付日本版 ISA の道 その 88「確定拠出年金(DC)が NISA と共に拡大へ!～税制改正大綱で個人型 DC が拡充、厚年基金解散加速や職域 NISA(職場積立 NISA)の補完で企業型 DC が拡大する可能性～」…
「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150126.pdf> 」、
2015 年 3 月 12 日付日本経済新聞「職場積立 NISA、「口座引き落とし」で普及拡大へ」…
「 <http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXMZO8412765009032015000000> 」、
英 The Platform 社 2013 年 6 月発行「Workplace Savings Platforms – An Update for Employers」…
「http://www.theplatform.com/files/Guide_for_employers.pdf 」、
2014 年 3 月 5 日付英 FT 紙「Isa guide 2014: Save while you work – FT.com」…
「 <http://www.ft.com/intl/cms/s/0/33e276a4-a2d8-11e3-9685-00144feab7de.html> 」、
2014 年 8 月 4 日付日本版ISAの道 その 66「英米で投資一任のオンライン化が進んでいる!～イギリスの ISA でアメリカのラップ/SMA の様なサービスを提供するプラットフォーム会社に脚光～」…「 <https://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140804.pdf> 」、
2015 年 10 月 7 日付英国フィデリティのプレスリリース…
「 <https://www.fidelity.co.uk/mediacentre/details.page?whereParameter=mediacentre/isa-stepping-stone-pension> 」、
2014 年 3 月 14 日英モーニングスター「What is a Workplace ISA? 」…
「 <http://www.morningstar.co.uk/uk/news/122444/what-is-a-workplace-isa.aspx> 」、
2015 年 7 月 3 日英 FT 紙「 ‘Workplace Isa’ to shake up UK retirement saving 」…
「 <http://www.ft.com/cms/s/0/41d757f8-20d0-11e5-aa5a-398b2169cf79.html> 」、
2015 年 7 月 9 日英モーニングスター「 Why the industry fears ‘ISA pensions’ 」…
「 <http://www.professionalspensions.com/professional-pensions/news-analysis/2417167/why-the-industry-is-fearful-of-isa-taxation-of-pensions> 」、
2015 年 10 月 9 日に出されたジョンソン氏の最新の提案書「An ISA-Centric Savings World」…
「 <http://www.cps.org.uk/publications/reports/an-isa-centric-savings-world/> 」、
2013 年 6 月 10 日付日本版 ISA の道 その 15「日本版 ISA と日本版 401k と日本版 IRA の使い分け～英国 ISA と米国 IRA(トラディショナル IRA とロス IRA)の融合～」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf> 」、
2015 年 7 月 8 日に発表された 2015 年度夏季予算でのオズボーン英国財務相発言…
「 <https://www.gov.uk/government/speeches/chancellor-george-osbornes-summer-budget-2015-speech> 」、

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。